

第 1 編 総則

第1章 計画の前提

第1節 計画の概要

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、福生市に係る防災対策に関し、福生市防災会議が定める計画であり、市及び関係機関、市民が連携し、地震災害対策及び風水害応急復旧対策等の総合的・計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 計画の位置付け

この計画は、指定行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、災害救助事務を包含する福生市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があるときは修正する。各関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を福生市防災会議（事務局：福生市防災危機管理課）に提出する。修正の手順については次のとおりである。

- (1) 福生市又は関係機関は、修正に係る資料等を整備する。
- (2) 福生市は整備された内容に係る資料等を取りまとめ、福生市地域防災計画修正原案を作成する。
- (3) 福生市防災会議は、福生市地域防災計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について東京都に報告し、必要に応じ助言・勧告を受ける。
- (4) 福生市防災会議は福生市地域防災計画を修正し、その要旨を公表する。

4 計画の習熟

各関係機関は、危機管理や災害の予防対策に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた防災訓練等を実施し、この計画の習熟に努めるとともに市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

5 計画の構成

この計画は第1編「総則」、第2編「地震災害対策計画」、第3編「風水害対策計画」、第4編「その他災害対策計画」及び「資料編」から構成する。

6 活動体制の経過措置

この計画の活動体制については、令和6年4月1日時点の福生市の組織に基づいたものとし、同日前においては、その時点のこれに対応する部署が所掌するものとする。

第2節 福生市の状況

1 都市の概要

(1) 位置及び面積

福生市は、東京都の多摩西部、都心から約40kmに位置し、東は立川市・昭島市・武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市・瑞穂町に接する。総面積は10.16km²で、東西3.6km、南北4.5kmに広がり、市の東北部には米軍横田基地（総面積の32.6%）がある。

(2) 人口・世帯の動向

福生市の人口は、東京のベッドタウンとして昭和30年代から増加傾向を示していたが、平成7年頃からはほぼ横ばいとなり、平成20年頃からやや減少傾向になっている。令和6年1月1日の総人口は56,512人（住民基本台帳）で、世帯数は31,022世帯、1世帯当たりの人員は1.82人である。また、昭和50年以降から少子高齢化の傾向が明らかになり、平成15年には、65歳以上の人口比率が15歳未満人口比率を上回り、令和6年では約2.84倍となっている。

(3) 都市構造

市街地は福生駅を中心として市の全域に広がる。市街化区域の約8割が住居系用途で占められ、特に、第1種低層住居専用地域の割合が最も多く、市街化区域全体の約44%を占めている。主要幹線道路は、国道16号、奥多摩街道、新奥多摩街道、五日市街道の4本が走っている。このうち、国道16号、奥多摩街道、新奥多摩街道は、地域を南北に横断し、これらに交差する形で都道5路線及び市道が走っている。鉄道は、JR青梅線、JR五日市線及びJR八高線の3路線があり、駅数は5駅である。

2 自然条件

(1) 地形・地質

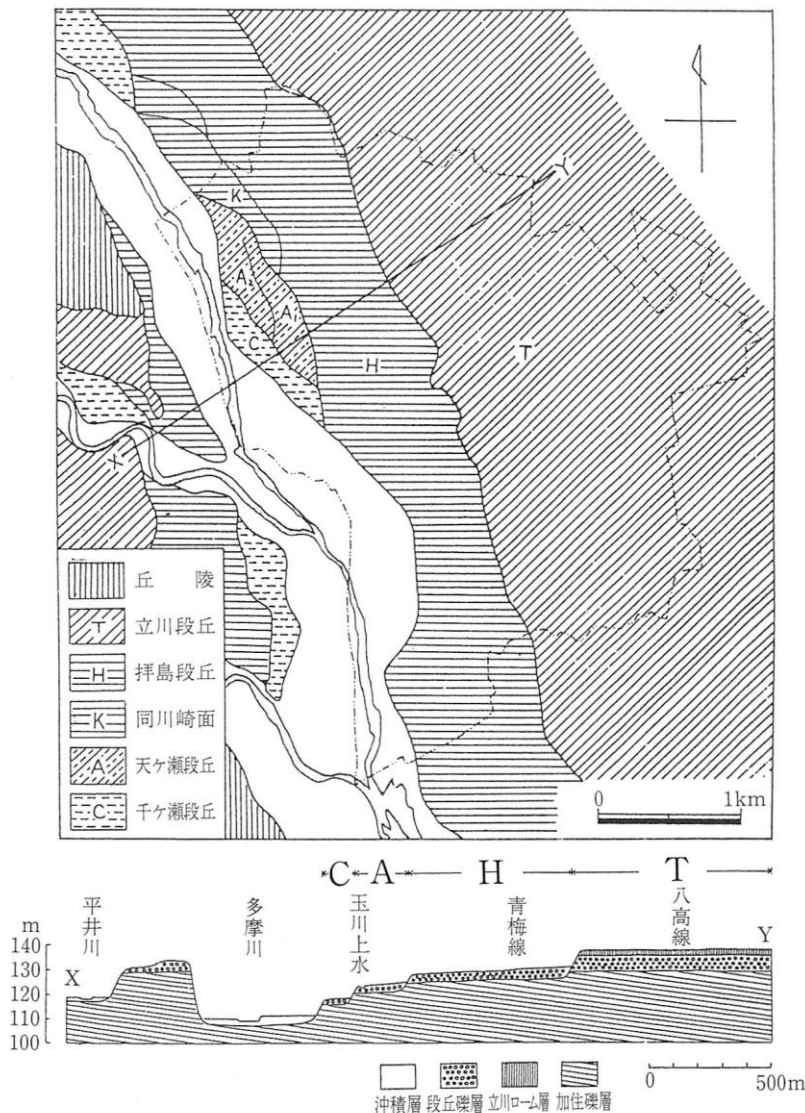
市域の台地部は、古多摩川水系によって形成された武蔵野台地の南縁部西端に当り、河岸段丘上に存在する。この地域を構成する段丘は形成が古い順に上位より、立川段丘（立川面）、拝島段丘（拝島面）、沖積段丘である2段の低位段丘（天ヶ瀬面、千ヶ瀬面）からなる。また、多摩川沿いには、現多摩川によって形成された沖積低地が南北に長く広がり、現在は盛土されて住宅地となっている。

地質構成は第三系の加住れき層（上総層群）を基盤として、最上位の立川段丘では段丘れき層の上に火山灰層（立川ローム層）が重なる。下位段丘面ではれき層上を直接表土が覆うのみであり、多摩川沿いの沖積低地では基盤上に直接現河床の堆積物が乗る。

(2) 気象

福生市近辺の年平均気温は14.3℃前後（青梅観測点 30年間値の平均）で都心に比べ2℃程度低く、年降水量は1,563mm（青梅観測点 30年間値の平均）である。

【段丘区分と地質断面の概略図】



第3節 災害の可能性及び特性

1 地震災害の可能性

(1) 関東地方の地震の状況

関東地方は、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの沈み込みに伴う地震活動が活発な地域である。特に関東地方南部では、フィリピン海プレートと陸側プレートとの境界が10～30kmと浅く、巨大地震の震源域が都市直下の比較的浅いところまで及ぶ可能性がある。

また、200～300年間隔で発生する関東大地震クラス（大正12年、マグニチュード(以下「M」と表記)7.9)の地震の間に、M7クラスの直下型地震が数回発生することが知られており、こうしたタイプの地震の切迫性が指摘されている。（※今後30年以内での関東地域でのM6.8以上の地震発生確率は70%程度：地震調査研究推進本部）

福生市に近い立川断層帯（長さ約33km）は、市の北部2km程度に北西－南東方向に延びてお

り、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和5年1月13日）によれば、立川断層帯の平均活動間隔は1万年～1万5,000年程度、今後30年以内の地震発生確率は0.5～2.0%としているが、平成23年3月東北地方太平洋沖地震に伴い、立川断層帯の地震発生確率がこの値より高くなっている可能性があるとしている。

【立川断層帯】



出典：地震調査研究推進本部
地震調査委員会

(2) 地震災害の履歴

福生市で記録に残る地震のうち、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においては、震度4を観測し、人的被害や建物被害はなかったが、大きな影響を及ぼした。

【地震災害の履歴】

年月日	地震名	被害等の概要
大正12年9月1日	大正関東地震 (関東大震災)	西多摩郡は、東京府の中で最も地震の影響が少なく東部の東秋留、石畑、福生の3村でわずかの被害をみたとどまっている（多摩川誌） ※福生市での被害の記述はなし（福生市史）

平成 23 年 3 月 11 日	東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震 災)	東北地方太平洋沖地震により、福生市内では震度 4 を観測。人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 ア JR の踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 イ 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生 東京都の受入要請を受け、市民会館大ホール及びロビーにおいて受入れを実施（総避難者数 126 人、ピークは平成 23 年 3 月 12 日午前 4 時の 92 人、12 日午前 7 時まで開設） ウ 計画停電及び節電に伴う対応 （ア）市役所の開庁時間の延長を平成 23 年 3 月 31 日まで中止 （イ）各公共施設の利用時間の制限 （ウ）道路照明灯・公園灯の消灯 （エ）主要な交差点における小・中学生登下校時の見守り エ 市内への避難者の支援 （ア）避難者総数 96 人 43 世帯（平成 24 年 3 月 31 日時点） （イ）避難者に対する各種サービスの実施 オ 市内放射線量の測定
------------------	--------------------------------	--

（3）地震による被害の可能性

福生市は台地など良好な地盤がほとんどを占め、多摩川沿いの低地においても軟弱層厚が薄いことから、多摩川下流の沖積平野等に比べ地震動の増幅は小さい。しかし、震源距離が近い大規模地震が発生した場合は、地盤の性質にかかわらず強震動となり大きな被害を受ける。こうしたケースとしては、関東地方南部のいずれかにおいて発生が懸念されるプレート境界・プレート内の浅い地震及び発生頻度は極めて低いものの直近にある立川断層帯での地震等が挙げられる。

福生市での被害としては、①地震動による建物等の倒壊、②低地部での地盤の液状化による被害、③盛土部等での地割れの形成に伴う被害、④段丘崖の崖崩れ等、が問題となる。このうち低地部については、れき分が多い砂れき質の土質であり液状化の危険性が特に高いとはいえない。

しかし、旧河道を埋土した箇所、盛土した箇所地下水位が高い場所などでは、埋土・盛土材や工法により地盤の液状化や地割れに伴う被害を受ける危険がある。

2 風水害の可能性

（1）降雨状況

福生市周辺の降雨状況については、ほぼ同様の条件を持つ青梅地域気象観測所（アメダス）の最近 10 年間の日降雨量データによると、1 時間降水量が 30mm を超えた日は 20 日、50mm を超えた日は 2 日、80mm を超えた日は 1 日であった。

（2）風水害の履歴

福生市における近年の水害・土砂災害の既往の災害は、次のとおりである。

なお、被害には、雨水排水施設の詰まり等が原因で発生する床下・床上浸水等は、含まない。

【風水害の履歴】

年月日	要因	被害等の概要
昭和 58 年 8 月 17 日	台風第 5・6 号	台風第 5・6 号による大雨 多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食（災害記録）
昭和 63 年 8 月 12 日	大雨	大雨による石垣の崩壊が大字福生 574 番地 3、4 で発生した。（災害記録 昭和 63 年崖崩れ関係）
平成 3 年 8 月 21 日	大雨	大雨で多摩川増水 福生南公園、多摩川中央公園冠水（災害記録）

平成3年9月19日	大雨	大雨で多摩川増水 多摩川中央公園冠水（災害記録）
平成13年9月11日	台風第15号	福生南公園、多摩川中央公園冠水 小河内観測所の総雨量649mm
平成14年10月1日	台風第21号	降雨により公園内及び民地からの流入により道路及び敷地内に雨水冠水、2か所で敷地内冠水（京浜河川事務所出水情報）
平成15年8月8日～9日	台風第10号	多摩川中央公園等の立ち木に被害、福生第四小学校前で倒木、武蔵野台二丁目の民家で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨水の流入等
平成19年9月7日	台風第9号	台風9号の豪雨により、小河内ダム地点の総雨量は、観測史上最大の710mmとなった。多摩川河川敷の福生南公園及び多摩川中央公園が被災した。
平成20年8月28日	大雨	多摩川上流出張所で総雨量196mmを観測した。床下浸水1件、落雷により火災警報器の誤作動が1件
平成28年8月22日	台風第9号	午前5時から午後6時までの総雨量は市が設置している雨量計で250mmを観測した。公園内での倒木5件、冠水した立体交差道路で自動車が2台水没した。
平成30年9月30日	台風第24号	八王子市では、島しょ部を除く東京都内で観測史上2番目の強さとなる、最大瞬間風速45.6m/sを観測した。福生市内では、人的被害はなかったものの、倒木や看板等の飛散が多数発生した。
令和元年10月11日～12日	台風第19号	静岡県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10日からの総雨量は、檜原村小沢で649mm、奥多摩町小河内で610.5mmに達した。江戸川区臨海では、最大瞬間風速43.8メートルを観測するなど、広い範囲で非常に強い風を観測した。福生市では、人的被害、住家の浸水はなかったものの、福生南公園、多摩川中央公園等が冠水した。市では、南田園地区、北田園地区全域3,493世帯、6,814人に避難指示を発令し、最大1,571人が避難所に避難した。

(3) 風水害（土砂災害）の可能性

ア 多摩川の氾濫

福生市では、小河内ダム（昭和32年しゅん工）の洪水調節及び堤防整備等が進んだ結果、昭和30年以降には外水氾濫は発生していない。しかし、数十～百年に1度の豪雨に見舞われた場合には、現行の治水対策でも十分とはいえず、洪水となることも考えられる。特に、多摩川沿いの低地部で、陸橋より下流側（福生南公園一帯）は、堤防が完備されていないため浸水危険性は相対的に高い。

また、想定し得る最大規模の降雨（多摩川流域2日間の総雨量588mm）があった際には、低地部を中心に台地部の凹地においても、広い範囲で浸水被害となる場合がある。

イ 内水氾濫

福生市は、緩傾斜の地形条件や雨水幹線の整備により内水氾濫は起きにくい状況といえる。しかし、近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化や、周辺地域も含む都市化の進展による雨水浸透率の低下もあり、低地部を中心に台地部の凹地においても、浸水被害となる場合がある。

ウ 段丘崖の崖崩れ

土砂災害については、段丘崖の崖崩れが挙げられ、過去にも拝島段丘崖で崩壊が記録されている。崖崩れは、総雨量がおおむね100mmを超すと発生しやすくなるが、あまり前兆現象がなく、急激に崩れるため崖下は致命的な被害を受けやすい。拝島段丘崖は、高低差が比較的大きく、勾配が急であるとともに、豪雨時には加住れき層上位の滞水層で地下水位が上昇し、非常に崩れやすくなる。

第4節 被害の想定

1 地震に関する被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月東京都防災会議）及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」（平成25年5月東京都防災会議）では、福生市の被害を次のように想定している。

(1) 首都直下地震等による被害想定概要

ア 前提条件

(ア) 想定地震

項目	内容			
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模	M7.3		M8クラス	M7.4
発生確率	今後30年以内70%（南関東地域におけるM7クラスの確率）		今後30年以内0～6%（180年から590年の発生間隔）	今後30年以内0.5～2%

(イ) 気象条件等

季節	時刻	風	想定される被害
冬	朝5時	4m/s 8m/s	a 兵庫県南部地震と同じ発生時間 b 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 c オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
	昼12時		a オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害拡大の危険性が高い。 b 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 c 住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
	夕18時		a 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース b オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため滞留者が多数存在する。 c ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 d 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

イ 地震動・液状化

福生市における最大震度は、首都南部直下地震で5強、多摩東部直下地震で6強、大正関東地震で6強、立川断層帯地震で7が想定された。

液状化危険度は、多摩川と玉川上水に挟まれた土地で「低い」、又は「極めて低い」と想定された。

ウ 人的・物的被害

福生市で想定された被害は、次のとおりである。

【福生市の被害想定的前提】

夜間人口(人)	56,414 人
昼間人口(人)	52,564 人
建物棟数	14,927 棟
木造	11,683 棟
非木造	3,244 棟

(ア) 都心南部直下地震

都心南部直下地震 (M7.3) 市内最大震度：6弱						
時刻・時期	冬・夕方		冬・昼		冬・早朝	
風速	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
死者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ゆれ建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋内収容物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
負傷者	5人	5人	5人	5人	4人	4人
ゆれ建物被害	4人	4人	0人	0人	4人	4人
屋内収容物	0人	0人	4人	4人	0人	0人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	1人	1人	0人	0人	0人	0人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(うち重傷者)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ゆれ建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋内収容物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要配慮者死者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
避難者	309人	306人	283人	280人	269人	267人
帰宅困難者	3,755人	3,755人	3,755人	3,755人	—	—
都内滞留者	47,835人	47,835人	47,835人	47,835人	—	—
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	5台	5台	5台	5台	5台	5台
自力脱出困難者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
災害廃棄物	0万t	0万t	0万t	0万t	0万t	0万t
建物全壊棟数	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
ゆれ	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
建物半壊棟数	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟
ゆれ	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟	8棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
(うち大規模半壊)	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
ゆれ	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
火災	1件	1件	0件	0件	0件	0件
出火件数	1件	1件	0件	0件	0件	0件
焼失棟数	21棟	20棟	14棟	13棟	10棟	10棟
倒壊建物を含む	21棟	20棟	14棟	13棟	10棟	10棟
" 含まない	20棟	19棟	13棟	12棟	10棟	9棟
電力停電率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
通信不通率	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
上水道断水率	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
下水道管きよ被害率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
ガス供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

(イ) 多摩東部直下地震

多摩東部直下地震 (M7.3) 市内最大震度：6強						
時刻・時期	冬・夕方		冬・昼		冬・早朝	
風速	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
死者	9人	9人	6人	6人	10人	10人
ゆれ建物被害	5人	5人	3人	3人	8人	8人
屋内収容物	1人	1人	1人	1人	1人	1人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	3人	3人	2人	2人	2人	2人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
負傷者	171人	171人	143人	143人	198人	198人
ゆれ建物被害	137人	137人	120人	120人	176人	176人
屋内収容物	14人	14人	14人	14人	19人	19人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	5人	5人	3人	3人	3人	3人
ブロック塀等	15人	15人	5人	5人	1人	1人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(うち重傷者)	19人	19人	13人	13人	15人	15人
ゆれ建物被害	8人	8人	7人	7人	10人	10人
屋内収容物	3人	3人	3人	3人	4人	4人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	1人	1人	1人	1人	1人	1人
ブロック塀等	6人	6人	2人	2人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要配慮者死者	6人	6人	4人	4人	6人	6人
避難者	4,988人	4,964人	4,812人	4,796人	4,755人	4,742人
帰宅困難者	3,755人	3,755人	3,755人	3,755人	—	—
都内滞留者	47,835人	47,835人	47,835人	47,835人	—	—
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	10台	10台	10台	10台	10台	10台
自力脱出困難者	43人	43人	40人	40人	53人	53人
災害廃棄物	6万t	6万t	6万t	6万t	6万t	6万t
建物全壊棟数	136棟	136棟	136棟	136棟	136棟	136棟
ゆれ	136棟	136棟	136棟	136棟	136棟	136棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
建物半壊棟数	771棟	771棟	771棟	771棟	771棟	771棟
ゆれ	770棟	770棟	770棟	770棟	770棟	770棟
液状化	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
(うち大規模半壊)	154棟	154棟	154棟	154棟	154棟	154棟
ゆれ	154棟	154棟	154棟	154棟	154棟	154棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
火災	出火件数	2件	2件	2件	1件	1件
焼失	倒壊建物を含む	137棟	131棟	88棟	84棟	73棟
棟数	// 含まない	135棟	129棟	87棟	83棟	72棟
電力停電率	3.2%	3.1%	2.9%	2.9%	2.8%	2.8%
通信不通率	1.0%	1.0%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%
上水道断水率	12.2%	12.2%	12.2%	12.2%	12.2%	12.2%
下水道管きよ被害率	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%
ガス供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

(ウ) 大正関東地震

大正関東地震 (M8 クラス) 市内最大震度：6 弱						
時刻・時期	冬・夕方		冬・昼		冬・早朝	
風速	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
死者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
ゆれ建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋内収容物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	1人	1人	1人	1人	1人	1人
津波	0人	0人	0人	0人	0人	0人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
負傷者	12人	12人	12人	12人	13人	13人
ゆれ建物被害	6人	6人	7人	7人	7人	7人
屋内収容物	4人	4人	4人	4人	5人	5人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	2人	2人	2人	2人	2人	2人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(うち重傷者)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
ゆれ建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋内収容物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	1人	1人	0人	0人	1人	1人
ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要配慮者死者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
避難者	656人	648人	622人	615人	605人	599人
帰宅困難者	3,755人	3,755人	3,755人	3,755人	—	—
都内滞留者	47,835人	47,835人	47,835人	47,835人	—	—
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	5台	5台	5台	5台	5台	5台
自力脱出困難者	1人	1人	1人	1人	1人	1人
災害廃棄物	0万t	0万t	0万t	0万t	0万t	0万t
建物全壊棟数	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟
ゆれ	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
建物半壊棟数	40棟	40棟	40棟	40棟	40棟	40棟
ゆれ	39棟	39棟	39棟	39棟	39棟	39棟
液状化	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
(うち大規模半壊)	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟
ゆれ	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟	5棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
火災	出火件数	1件	1件	1件	1件	1件
焼失	倒壊建物を含む	47棟	45棟	38棟	36棟	33棟
棟数	// 含まない	45棟	43棟	37棟	35棟	32棟
電力停電率	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
通信不通率	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%
上水道断水率	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
下水道管きよ被害率	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
ガス供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

(エ) 立川断層帯地震

立川断層帯地震 (M7.4) 市内最大震度：7						
時刻・時期	冬・夕方		冬・昼		冬・早朝	
風速	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
死者	44人	43人	26人	25人	38人	37人
ゆれ建物被害	21人	21人	14人	14人	30人	30人
屋内収容物	1人	1人	1人	1人	2人	2人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	21人	20人	10人	9人	6人	5人
ブロック塀等	1人	1人	0人	0人	0人	0人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
負傷者	463人	458人	391人	390人	469人	469人
ゆれ建物被害	352人	352人	340人	340人	423人	423人
屋内収容物	27人	27人	26人	26人	35人	35人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	51人	47人	14人	13人	9人	9人
ブロック塀等	33人	33人	11人	11人	2人	2人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(うち重傷者)	73人	72人	52人	52人	60人	60人
ゆれ建物被害	40人	40人	38人	38人	49人	49人
屋内収容物	6人	6人	6人	6人	8人	8人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	14人	13人	4人	4人	3人	2人
ブロック塀等	13人	13人	4人	4人	1人	1人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要配慮者死者	27人	27人	16人	16人	24人	23人
避難者	11,517人	11,340人	9,760人	9,668人	8,848人	8,806人
帰宅困難者	3,755人	3,755人	3,755人	3,755人	—	—
都内滞留者	47,835人	47,835人	47,835人	47,835人	—	—
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	15台	15台	14台	14台	14台	14台
自力脱出困難者	174人	174人	166人	166人	214人	214人
災害廃棄物	16万t	16万t	15万t	15万t	14万t	14万t
建物全壊棟数	517棟	517棟	517棟	517棟	517棟	517棟
ゆれ	517棟	517棟	517棟	517棟	517棟	517棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
建物半壊棟数	1,036棟	1,036棟	1,036棟	1,036棟	1,036棟	1,036棟
ゆれ	1,035棟	1,035棟	1,035棟	1,035棟	1,035棟	1,035棟
液状化	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
(うち大規模半壊)	227棟	227棟	227棟	227棟	227棟	227棟
ゆれ	227棟	227棟	227棟	227棟	227棟	227棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
火災	6件	6棟	4件	4件	3件	3件
焼失	995棟	944棟	491棟	465棟	230棟	218棟
倒壊建物を含む棟数	960棟	911棟	474棟	448棟	222棟	210棟
" 含まない棟数	960棟	911棟	474棟	448棟	222棟	210棟
電力停電率	13.0%	12.7%	10.4%	10.2%	9.0%	9.0%
通信不通率	6.5%	6.1%	3.4%	3.2%	1.8%	1.7%
上水道断水率	25.4%	25.4%	25.4%	25.4%	25.4%	25.4%
下水道管きよ被害率	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
ガス供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

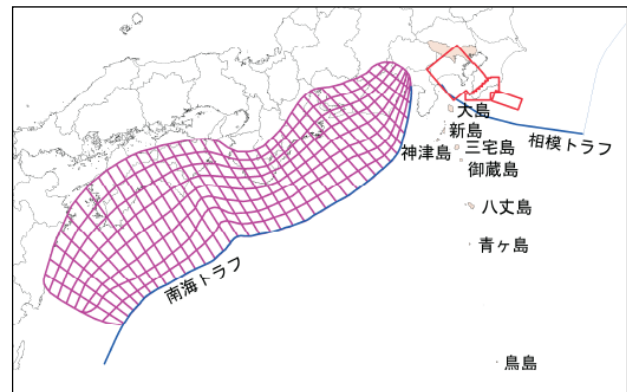
※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

(2) 南海トラフ巨大地震等による被害想定概要

ア 前提条件

国が示した南海トラフ巨大地震モデル(M9クラス)を用いている。なお、南海トラフの震源域と東京都との位置関係は、図のとおりである。

【南海トラフの震源域】



出典：「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」

イ 想定結果の概要

(ア) 震度分布は、多摩地区でおおむね震度5弱となっている。

(イ) 液状化は、地震動が小さいため危険度が低い地域がほとんどである。

(ウ) 揺れ・液状化・急傾斜地崩壊による建物被害や屋外転倒物等の発生は限定的である。また、出火件数も限定的であるが、出火場所が木造住宅密集地である場合は、延焼して多くの建物が焼失する可能性がある。

(エ) 死傷を伴う被害は限定的である。

(オ) 首都圏全域で公共交通機関が停止し、外出先での滞留者、徒歩帰宅者による道路渋滞が発生する可能性がある。

(カ) ライフラインの被害、交通施設の被害は限定的である。鉄道は、発災当日から翌日にかけて輸送できない可能性がある。被害が大きい東海地域以西へ向かう道路、鉄道は中長期にわたり利用できない可能性がある。

(キ) 買いだめ、買い急ぎ行動により小売店舗の食料品、生活必需品が品切れとなる。さらに、流通機能の低下、生産地での工場等の被災により、物資不足が深刻となる可能性がある。

(ク) 関連企業や取引先企業の被災やサプライチェーンの寸断による経済・企業活動への影響は甚大となる可能性がある。

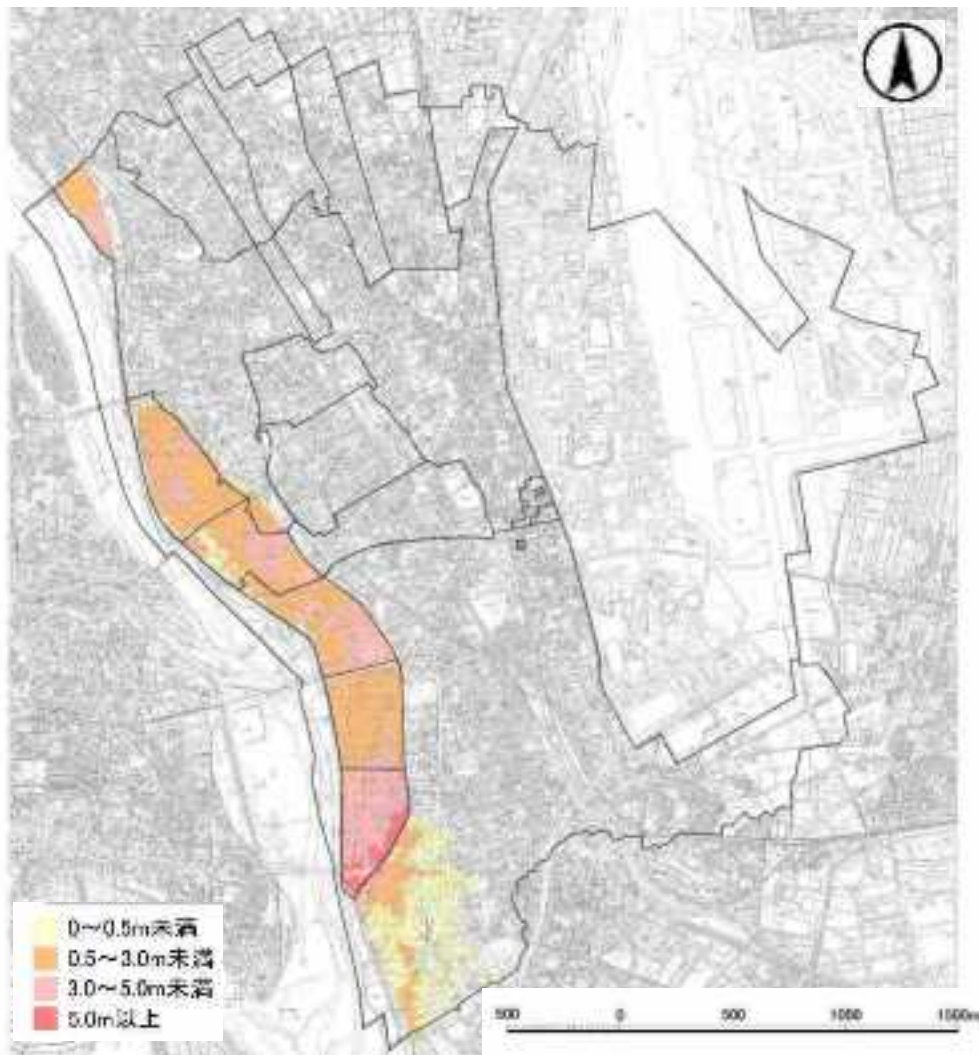
2 水害に関する被害想定

(1) 外水氾濫

国土交通省は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨(多摩川流域2日間の総雨量588mm)による多摩川の「洪水浸水想定区域図」(平成28年5月30日)を作成・公表している。これによると福生市では、拝島段丘崖下の多摩川低地部が広く浸水し、南田園一丁目付近では最大5m~10m未満の浸水高、72時間の洪水継続時間が想定されている。

なお、令和5年現在は福生市で10か所が重要水防箇所として指定されている。(資料-20〈P286〉参照)

【多摩川浸水想定区域図】



(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所, 平成 28 年度)

【被害予想】

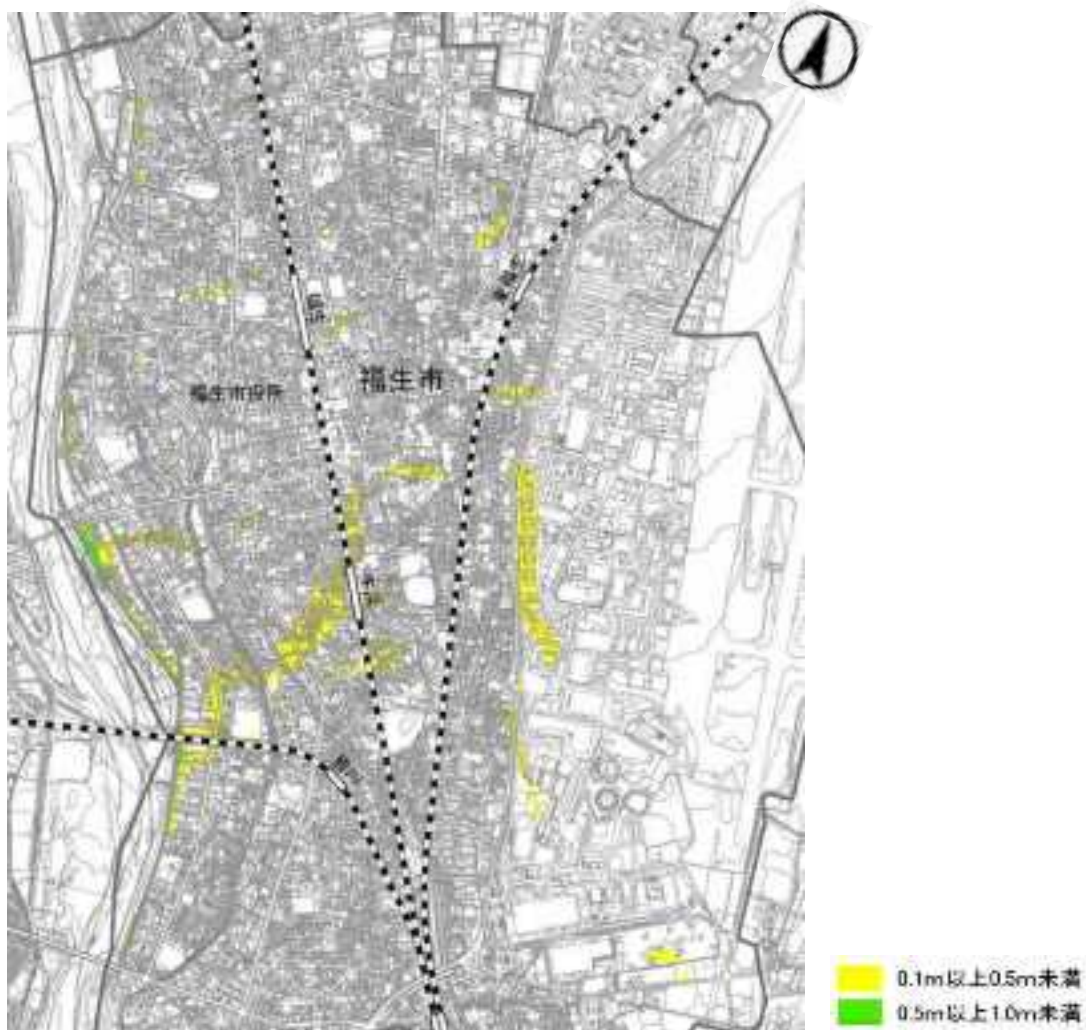
項目	被害	備考
避難人口 世帯数	10,681 人 5,383 世帯	避難対象の区域は、浸水想定区域をもとに地形等を考慮して周辺の外側に一定のバッファゾーンを設定している。
がれき発生量	44,584 t	浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。

※想定区域内の要配慮者利用施設は風水害対策計画に記載(P208)

(2) 内水氾濫

福生市は、水防法の規定に基づき、想定最大規模降雨(時間最大雨量 153mm/h、総雨量 690mm/d)により、下水道管等が雨水を排水できない場合に浸水が想定される区域等をまとめ、「福生市内水浸水想定区域図」を作成している。

【福生市内水浸水想定区域図】



3 土砂災害の危険箇所

東京都建設局は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」を指定している。福生市では、「土砂災害特別警戒区域」14か所及び「土砂災害警戒区域」17か所箇所である。

4 雪害

平成26年2月、関東・甲信越・東北地方を中心に記録的な降雪を観測した「平成26年豪雪」により、日本各地で多くの人的・物的被害がもたらされた。

福生市内においても60cmの積雪があり、鉄道、路線バス等が運休し、交通機関がまひするなど、都市機能における大雪に対するぜい弱性が明らかとなった。

そのような災害に備えるために、除雪や情報提供等の雪害への対応について想定するものである。

5 原子力災害

(1) 目的等

市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会制定）に基づく緊急時防護措置を準備する区域に、福生市及び東京都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出されるなどの原子力緊急事態が発生した場合において、福生市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災における地震とそれに伴う津波を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散したことを踏まえ、原子力災害への対応について想定するものである。

(2) 東京都における協議の対象となる原子力事業所

東京都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は、神奈川県川崎市にある1施設のみである。

所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町4-1
事業者名	東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設

出典：「東京都地域防災計画 原子力災害編」（令和3年修正）

6 火山災害

福生市近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、噴石、火砕流、泥流による直接的な火山災害を引き起こす火山はないが、富士山において宝永噴火と同等の大規模な噴火が起こった場合、火山灰等の影響を受ける可能性がある。

【降灰予想図】



出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）

7 大規模事故災害

福生市においては、東京都地域防災計画（大規模事故編）を参考に、福生市に関わる大規模事故として次の災害を計画の対象とする。

（1）危険物事故

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等における事故の発生

※福生市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設はないが、小規模な施設であっても、事故が発生した場合にはそこで働く者や周辺住民に影響が及ぶことが想定される。

（2）鉄道事故

列車の衝突、脱線・転覆・火災や化学品等積載列車からの流出事故の発生

（3）道路・橋りょう災害

車両の多重衝突、危険物等積載車量からの流出等の事故の発生

（4）CBRNE災害

Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Radiological（放射性物質）、Nuclear（核物質）、Explosive（爆弾）が使用される災害・事故の発生

（5）航空機事故

米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突・市街地への墜落事故等の発生

第2章 計画の基本方針

第1節 計画の方針

福生市では、都市化の進行に伴い、複合的な都市災害の危険性が増加している。このため、福生市及び関係機関の防災機能の充実と、これら機関と市民や事業者の連携を強化するなどにより、様々な災害に対処する防災態勢を確立する。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模かつ広範囲での被害が発生した場合、行政による「公助」は限界を超える事態も考えられることから、市民・事業者等の相互協力の「自助」、「共助」による被害の発生・拡大防止など自主防災力の向上を促す。さらに中期的に、都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難地等の安全性確保など災害に強いまちづくりを推進する。

なお、被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、女性及び子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者への配慮を取り入れた防災態勢を確立する必要がある。

1 基本目標

～ 災害に強く安全なまちづくりの推進 ～

市民、事業者、行政のそれぞれの役割に応じた取組を進め、災害の防止、減災対策とともに、災害・非常時に即応できる地域防災態勢の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

2 防災施策の大綱

(1) 災害に強い人と地域社会づくり

市民一人ひとりが「災害の発生を未然に防ぎ、被害の拡大を防止する」という防災の原点に立ち、平常時から被害の軽減を図るための措置や食料の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚を図る。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

福生市をはじめ関係機関は、都市の防災基盤の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全・安心なまちづくりを計画的に推進する。

(3) 災害に備えたシステムづくり

福生市をはじめ関係機関は、防災に係る平時からの取組の充実を図るとともに、災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備及び参集に関する計画を災害規模に応じて整備する。

(4) 災害への適切な対応

役割の明確化	災害時における市及び関係機関・市民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図る。
地域防災計画と防災態勢の充実	この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災態勢の確立を図る。
事業の推進	ハード・ソフト両面で防災の視点から検討を加えた事業を展開する。

3 防災施策の重点

この計画を着実に推進するため、特に次の対策に努める。

- (1) 自主防災組織体制の強化
- (2) 各防災関係機関・事業所等との連携態勢の強化
- (3) 防災行政無線その他の情報伝達手段の多重化による災害情報の入手・伝達の強化
- (4) 各種災害対応マニュアルの整備
- (5) 避難情報の精緻化及びハザードマップの普及
- (6) 防災訓練の充実による災害時対応力の強化
- (7) 建築物等の耐震化、市街地の整備等による防災まちづくりの推進
- (8) 災害時応援協定の締結などによる、応援・協力態勢と広域的な連携態勢の強化

第2節 減災目標

東京都は、東京都地域防災計画の中で、地震時における減災目標を定め、区市町村及び都民、事業者と協力して対策を推進していくとした。その後、平成24年修正版の中で、減災だけではなく生活や活動を早期に復旧・復興させることも重要とされ、「被害軽減と都市再生に向けた目標」として再度目標を定め、さらに、令和5年修正版において令和12年度までに達成すべき減災目標を定めている

福生市は、地震に関する被害想定と東京都地域防災計画との整合性を図り、減災目標を定めるとともに、3つの視点と分野横断的な視点のそれぞれについて目標とすべき指標を定め、市民、事業者、関係機関と協力して「災害に強く安全なまちづくりの推進」を目指す。

これらの指標は、次のとおりである。

※減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。

〈指標〉

視点1：家庭や地域における防災・減災対策の推進

指標となる項目	令和12年度の目標
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	感震ブレーカー設置率25%
初期消火対策実施率（消火器設置）	消火器保有率60%
家具類の転倒・落下・移動防止対策	75%
自助の備えを講じている住民の割合	100%

視点2：住民の生命と我が国の首都機能を守る応急態勢の強化

指標となる項目	令和12年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 総合到達率100%（令和7年度） ・一般沿道 耐震化率90%（令和7年度）
福生市事業継続計画（BCP）の見直し	福生市事業継続計画（BCP）の定期的見直し
市の受援応援態勢の充実強化	福生市受援計画の策定
一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合	70%
一時滞在施設の確保	想定する帰宅困難者の収容率90%

視点3：全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

指標となる項目	令和12年度の目標
つながる通信の確保	全ての避難所において通信環境を確保
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
災害時トイレの確保	災害時トイレ空白エリア解消

分野横断的な視点：ハード対策

指標となる項目	令和12年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	・特定沿道 総合到達率 100% (令和7年度) ・一般沿道 耐震化率 90% (令和7年度)
住宅の耐震化	・旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 (令和7年度) ・新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減 (令和7年度)
整備地域の不燃化	全整備地域の不燃領域率 70%達成
特定整備路線の整備	全線整備 (令和7年度末)
無電柱化の推進	第一次緊急輸送道路 50%の完了 (令和6年度まで)
水道管路の耐震継手化	断水率が高いと想定される地域の解消 (令和10年度まで)
下水道管路の耐震化推進	・耐震化等を実施した施設の割合 93% (令和7年度) ・浮上抑制対策を実施した道路の割合 93% (令和7年度)

〈減災目標の達成に向けた取組〉

福生市は、「第2編 地震災害対策計画 第1部 災害予防計画」における各事業及び「福生市国土強靱化地域計画」等に基づき、減災目標の達成に向けた取組を実施する。

第3節 福生市・関係機関の業務の大綱

1 福生市及び関係機関の役割と位置付け

福生市	地域における第一次的防災機関として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。
一部事務組合	東京都及びその他の関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるように協力する。
東京都の機関	自ら防災活動を実施し、福生市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。
自衛隊	東京都の要請や市の通報・通知に応じて、災害派遣の計画作成及び準備を行い、災害派遣を実施する。
指定地方行政機関	関係機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。
指定公共機関・指定地方公共機関	自ら防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるように協力する。

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	平素から災害予防態勢の整備を図るとともに災害時には防災対策業務を行い、市その他の各防災関係機関の防災活動に協力する。
---------------------	--

2 市民・事業所の役割

(1) 市民の役割

自らの身の安全は、自らが守ることが基本であり、市民は自主的に災害に備えるとともに、相互に協力し防災活動を行い、関係機関と協力し、災害防止に寄与するよう努める。

個人の役割	ア 食料等の備蓄や建物の補強・出火防止対策、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を行う。 イ 福生市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。
自主防災組織の役割	ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動ができる自主防災組織体制の確立を図る。 イ 福生市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

※自主防災組織：市内32の町会・自治会を単位として地域を分け、町会・自治会を中心に、地域住民全員が自主的に防災活動に取り組むための組織

(2) 事業所の役割

事業所は、従業員や顧客の安全確保をはじめ、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、組織的な防災対策の推進や防災訓練の実施に努めるとともに、地域の防災対策に協力する。

従業員、利用者等の安全確保	防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備えた防災対策の充実を図り、従業員、利用者等の安全を確保する。
地域への貢献	事業活動に当たっては、地域構成員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い社会づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。
応急対策活動への協力	福生市及び東京都が行う防災に関する事業並びに災害発生時の救援・救助活動に協力する。

3 市及び関係機関の業務の大綱

(1) 福生市

災害予防対策	ア 福生市防災会議に関すること。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関すること。 ウ 防災組織の整備に関すること。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関すること。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関すること。 カ 防災施設及び設備の整備に関すること。 キ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。 ク 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ケ その他、地域の災害予防対策に関すること。
災害応急対策	ア 関係機関との連絡調整に関すること。 イ 気象情報の伝達、避難情報の発令、避難所の開設に関すること。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 オ 被災者の救護及び保護に関すること。 カ 給食・給水等の応急措置に関すること。

	<p>キ 被災児童、生徒の応急教育に関すること。 ク ボランティア活動に対する支援に関すること。 ケ 緊急輸送道路の確保に関すること。 コ 外出者の支援に関すること。 サ 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 シ その他地域に係る災害応急対策において必要と認める措置に関すること。</p>
災害復旧・復興対策	<p>ア 公共土木施設の復旧整備に関すること。 イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関すること。 ウ 社会福祉施設の復旧整備に関すること。 エ 下水道施設の復旧整備に関すること。 オ その他災害復旧事業に関すること。 カ 災害復興に関すること。</p>

(2) 一部事務組合

公立福生病院	<p>ア 災害時の医療に関すること。 イ その他防災に係る事務又は業務に関すること。</p>
東京たま広域資源循環組合	<p>ア 災害時の廃棄物の埋立処分に関すること。 イ その他防災に係る事務又は業務に関すること。</p>
西多摩衛生組合	<p>ア 災害時の一般廃棄物処理に関すること。 イ その他防災に係る事務及び業務に関すること。</p>
瑞穂斎場組合	<p>ア 災害時の遺体の火葬に関すること。 イ その他防災に係る事務及び業務に関すること。</p>

(3) 東京都の機関

東京都	<p>ア 東京都防災会議に関すること。 イ 防災に係る組織及び施設に関すること。 ウ 災害情報の収集及び伝達に関すること。 エ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 オ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。 カ 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。 キ 緊急輸送の確保に関すること。 ク 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 ケ 人命の救助及び救急に関すること。 コ 消防及び水防に関すること。 サ 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 シ 外出者の支援に関すること。 ス 応急給水に関すること。 セ 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 ソ 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 タ 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 チ 公共施設の応急復旧に関すること。 ツ 災害復興に関すること。 テ 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ト 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 ナ 事業所防災に関すること。 ニ 防災教育及び防災訓練に関すること。 ヌ その他被害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。</p>
-----	---

西多摩建設事務所	ア 所管する道路、橋りょう、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。 イ その他防災に係る事務又は業務に関すること。
東京消防庁 福生消防署	ア 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 イ 救急及び救助に関すること。 ウ 危険物等の措置に関すること。 エ その他消防に関すること。
西多摩保健所	ア 防疫その他保健衛生に関すること。 イ 医療に関する情報提供、連絡調整に関すること。
警視庁 福生警察署	ア 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 イ 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 ウ 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 エ 遺体の調査等及び検視に関すること。 オ 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 カ 公共の安全と秩序の維持に関すること。
水道局	ア 応急給水に関すること。 イ 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
下水道局	ア 下水施設の点検、整備及び復旧に関すること。 イ 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。

(4) 自衛隊

陸上自衛隊 ・第1師団司令部 ・第1施設大隊	ア 災害派遣の計画及び準備に関すること。 イ 災害派遣の実施に関すること。
------------------------------	--

(5) 指定地方行政機関

関東総合通信局	ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 イ 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援に関すること。 ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置 (臨機の措置) の実施に関すること。 オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局	ア 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督 (災害時における緊急措置等を含む。) に関すること。 イ 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関東信越厚生局	ア 被害情報の収集及び伝達に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
東京労働局	ア 産業安全 (鉱山保安関係を除く。) に関すること。 イ 雇用対策に関すること。
関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 イ 応急用食料・物資の支援に関すること。 ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。

	<p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。</p> <p>ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。</p> <p>コ 被害農業者に対する金融対策に関する事。</p>
関東森林管理局	<p>災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。</p>
関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。</p> <p>イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関する事。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。</p>
関東地方整備局	<p>ア 防災上必要な教育及び訓練に関する事。</p> <p>イ 通信施設等の整備に関する事。</p> <p>ウ 公共施設等の整備に関する事。</p> <p>エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。</p> <p>オ 官庁施設の災害予防措置に関する事。</p> <p>カ 豪雪害の予防に関する事。</p> <p>キ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事。</p> <p>ク 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。</p> <p>ケ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。</p> <p>コ 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。</p> <p>サ 災害時における復旧資材の確保に関する事。</p> <p>シ 災害発生が予測される時又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事。</p>
関東運輸局	<p>ア 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関する事。</p> <p>イ 災害時における輸送用車両のあっせんに関する事。</p>
東京航空局 (東京空港事務所)	<p>ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事。</p> <p>イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。</p>
関東地方測量部	<p>ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。</p> <p>イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事。</p> <p>ウ 地殻変動の監視に関する事。</p>
東京管区気象台	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。</p>
関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関する事。</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事。</p> <p>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事。</p>

北関東防衛局	ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。
--------	--

(6) 指定公共機関

日赤東京都支部	ア 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・遺体の処理を含む。）の実施に関すること。 イ 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 ウ こころのケア活動に関すること。 エ 赤十字ボランティアの活動に関すること。 オ 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 カ 義援金の受付及び配分に関すること（原則として義援物資については受け付けない。） キ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。 ク 災害救援物資の支給に関すること。 ケ 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 コ 外国人の安否調査に関すること。 サ 遺体の検案協力に関すること。 シ 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本放送協会	ア 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関すること。 イ 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関すること。 ウ 放送施設の保全に関すること。
日本郵便株式会社	ア 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 イ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 （ア）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （ウ）被災地宛救助用郵便物の料金免除 （エ）被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東日本旅客鉄道株式会社	ア 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 イ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 ウ 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。
東日本電信電話株式会社	ア 電気通信設備の建設及び保全に関すること。 イ 重要通信の確保に関すること。 ウ 気象予警報の伝達に関すること。 エ 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 オ 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ア 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 イ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	ア 重要通信の確保に関すること。 イ 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。

日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関する こと。
東京電力グループ 各社	ア 電力施設等の建設及び安全保安に関する こと。 イ 電力需給に関する こと。

(7) 指定地方公共機関

一般社団法人 東京都トラック 協会(多摩支部)	災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸 送の協力に関する こと。
公益社団法人 東京都医師会	ア 医療に関する こと。 イ 防疫の協力に関する こと。 ウ 遺体の検案の協力に関する こと。
公益社団法人 東京都歯科医師会	歯科医療活動に関する こと。
公益社団法人 東京都薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する こと。
献血供給事業団	血液製剤の供給に関する こと。
公益社団法人 東京都獣医師会	動物の医療保護活動に関する こと。
民間放送機関	ア 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する こと。 イ 放送施設の保全に関する こと。
一般社団法人 東京バス協会	バスによる輸送の確保に関する こと。
一般社団法人東京 ハイヤー・タクシ ー協会	ア タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する こと。 イ 発災時の災害情報の収集・伝達に関する こと。
一般社団法人東京 都個人タクシー協 会	タクシーによる輸送の確保に関する こと。
一般社団法人日本 エレベーター協会 関東支部	ア 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出(危険の伴わ ないものに限る。)に関する こと。 イ エレベーターの早期復旧に関する こと。

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体	一般社団法人 西多摩医師会	ア 災害時における医療救護の活動に関する こと。 イ その他防災に係る事務又は業務に関する こと。
	一般社団法人 東京都西多摩歯科 医師会	ア 災害時における歯科医療救護の活動に関する こと。 イ その他防災に係る事務又は業務に関する こと。
	武陽ガス株式会社	ア ガス供給施設の整備と防災管理に関する こと。 イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する こと。 ウ 災害時におけるガスの供給確保に関する こと。 エ 被災ガス供給施設の復旧事業の推進に関する こと。 オ その他防災に係る事務又は業務に関する こと。
	公益社団法人 東京都柔道整復師 会西多摩支部	ア 災害時における接骨医療救護の活動に関する こと。 イ その他防災に係る事務又は業務に関する こと。

	福生市商工会	ア 災害時における被災者及び中小企業への融資の斡旋、資金導入計画等の協力に関する事 イ その他防災に係る事務又は業務に関する事
	福生市交通安全推進委員会	ア 被災区域内の交通規制に関する事 イ その他防災に係る事務又は業務に関する事
	福生警察署管内防犯協会	ア 被災区域内の秩序維持に関する事 イ その他防災に係る事務又は業務に関する事
	社会福祉法人福生市社会福祉協議会	ア 災害時におけるボランティア活動、福祉サービス等の協力に関する事 イ 福生市災害ボランティアセンターの開設に関する事 ウ その他防災に係る事務又は業務に関する事
	多摩ケーブルネットワーク株式会社	ア 災害時における広報の協力及び被害状況の報道に関する事 イ その他防災に係る事務又は業務に関する事
防災上重要な施設の管理者	病院等医療関係施設の管理者	ア 避難施設の整備と避難訓練等に関する事 イ 災害時における傷病者等の収容、保護に関する事 ウ 災害時における医療、助産活動に関する事 エ 災害時における収容者の保護、誘導に関する事
	学校等の施設の管理者	ア 避難施設の整備と避難訓練等に関する事 イ 災害時における応急教育対策計画の実施に関する事 ウ 避難者の収容及び保護への協力に関する事

